

情報公開及び閲覧規定

(目的)

第1条 公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）の保有する情報の一層の公開を図り、もって本会の有する諸活動を一般に公開し、公益法人としての民主的な事業運営を理解されることを目的とする。

(開示請求の手続)

第2条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を本会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 開示が必要な項目や情報
- (2) 請求理由
- (3) 請求者情報 「所属」「住所」「連絡先」
- (4) 取得した情報の保護に関する同意への署名および押印

(文書の開示義務)

第3条 会長は開示請求があったときは、開示請求に係わる文書に次の号に掲げる情報（以下「不開示情報」という）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該文書を開示する。

- 2 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他記述等により特定の個人を識別することは出来ないが、公にすることにより、個人の権利を害するおそれがあるもの。但し、次に掲げる情報を除く
 - (1) 法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報
 - (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(開示請求に対する措置)

第4条 会長は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関して文書又は電話等で通知する。

- 2 会長は、開示請求に係る文書の全部を開示しない時は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を文書又は電話等で通知しなければならない。

(開示の実施)

第5条 文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により行うことが出来る。

- 2 開示決定に基づき文書の開示を受ける者は、その求める開示の実施の方法を申し出なければならない。

(手数料)

第6条 開示請求する者又は文書の開示を受ける者は、それぞれの実費の範囲内で次に定める手数料を納めなければならない。行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令13条（手数料の額等）

(文書管理)

第7条 会長は、適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 2 日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成 28 年 11 月 12 日一部改正により施行する。